

社債管理人（仮称）の名称案の検討について

平成 28 年 7 月 6 日

社債インフラ整備WG

1. 経緯

- ・本WGにおいては、これまで、社債権者のサポートを行う者の名称として「社債管理人」の名称を使用。
- ・本WGメンバーから、「社債管理人」の名称について、社債管理者との区別しづらい、業務内容とマッチしていない等の理由より、再考すべきではないかとの御指摘あり。
- ・このため、実務者検討会において名称を募集。
- ・今般、実務者検討会の意見を踏まえ、名称について本WGにお諮りさせていただくもの。

2. 社債管理人の名称案について実務者検討会メンバーよりお寄せいただいたご意見

	名称（候補）	考え方
原案	社債管理人	
1	社債事務取扱者 社債関連業務受託者 社債事務受託者	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ [社債要項遵守／発行会社証明書]確認者 ・ 社債[管理／確認]等事務取扱者 	<p>用語として、「社債管理人」と「社債管理者」とは類似していることから、<u>社債関係者（特に社債権者）間で誤解を招くことを回避</u>するために、明確に区別することを企図して名称を変えるということであれば異論はない。</p> <p>※ 会社法改正に伴うものであっても、浸透には時間がかかったと認識している。 ex. 「社債管理会社⇒社債管理者」</p>
3	社債管理等補助者（人）	コベンタツの管理、デフォルト時の債権保全等は社債権者が主体的に行うが、平常時の発行会社証明書の通知や、期失時の債権の代理届出等を通じて、 <u>社債に係る事務手続や債権の保全に関する「サポート」を行う役割</u> があることから、本名称とした。

	名称（候補）	考え方
4	社債事務等補助者(人)	考え方は上記「3」と同じ。社債管理者と誤認されるおそれを一切払拭するため、「 <u>管理</u> 」を含まない名称とした。
5	債権保全補助人	平成27年3月報告書では、社債管理人について、「発行会社の財務内容等のモニタリングやデフォルト後の債権保全・回収に関して社債権者をサポートとする業務の担い手」と記載しており、この記載はWGの合意を得たものである。この記載中で最も重要な要素である「債権保全のサポート」を表す名称とした。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・社債補佐人 ・社債権者補佐人 ・社債補助人 ・社債権者補助人 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の社債管理者の「社債の管理」とは異なる意味合いを持ち、かつ法律用語としても適切な用語である必要あり。社債管理人は、既存の社債管理者と異なり「<u>管理</u>」を行うものではなく、<u>社債権者のサポート（≒手伝い）を行うに過ぎず、かつ裁量を以って行為を行わない点</u>が社債管理人の最大公約数的なイメージと認識。 ・民事訴訟法や刑事訴訟法において、訴訟代理人や弁護人に加えて、「補佐人」制度あり（なお、民法の制限行為能力者制度の「保佐」は「守る」というニュアンスがあるよう）。「<u>補佐人</u>」の用語は、あくまでアド・オンで補助する者といったイメージを持つ側面があるようにも思われる。そこで、「補佐人」や「補助人」（こちらは制限行為能力者制度の法律用語であるが、社債権の管理を自ら行えない者を一定の範囲で手伝うという意味において当該FA債の社債権者は被補助人とも言い得るか）の用語をベースとした。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・（社債）保全事務受託者 ・（社債）保全事務取扱者 ・（社債）保全管理人 ・（社債）保全代理人 	<ul style="list-style-type: none"> ・社債管理人では、社債管理者と一字違いのため、言葉の上で明確に峻別できたほうがよい。他方、発行体のための事務を行う<u>財務代理人(Fiscal Agent)</u>も「社債管理人」と同時に設定されるので、<u>言葉の上でFAとも明確に峻別</u>できたほうがよい。FAは、財務代理人のほか、社債事務取扱者、発行体代理人・支払代理人と表現されることもある。 ・業務の中心となるのは「社債権の保全にかかるサポート」であることから、<u>社債権者側のAgentであること(≠FA)を明確にする趣旨で「保全」「補佐」を使った。</u>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達人 ・情報通知人 	<ul style="list-style-type: none"> ・社債管理者と明確に業務内容が違う点を明示すべく、「<u>管理</u>」という名称は使用しないほうが良いと考える。発行体の情報をほぶりの情報伝達システムを利用して社債権者に伝達する社債管理人の

	名称（候補）	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報報告人 ・ 事務取扱人 	<p>役割から、「情報を伝達する」ことを名称に含むことで、社債管理者と区別することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社債管理人の役割には社債デフォルト後の業務もあるが、社債のデフォルトを連想させる名称だと縁起が悪いことから、情報伝達にフォーカスした。 ・ 社債管理人の業務の一つとして「保全」のサポート業務があるに過ぎず、当該社債がデフォルトにならなければ「保全」に対するサポート業務は生じない。一方で、発行会社報告書による報告といった情報伝達に関しては、社債管理人として全ての社債に共通して発生する業務であることから、社債管理人の名称に「保全」を利用するのは適切ではない。よって、「保全」との記載がある名称については賛同し得ず、業務内容から「情報を伝達する」名称とすべきである。 ・ 現状、「財務代理人」と「社債管理者」の名称が使用されており、何れも5文字であることから、本名称も5文字とするのが適当。また、必ずしも「社債」という名称が利用されていないことから、「社債」という名称を無理に利用することはない。
9	トラスティ	
10	ボンドアドミニストレーター	日本語で行う限りは社債管理者との混同を免れないので、カタカナ語にしてはどうか（社債管理者の英訳は内閣府で「Bond manager」）。
全般		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>名称の混同防止という点では社債管理者との混同のほか、FAとの混同も防止すべきと考える（その意味で7案の考え方に賛成）。</u>また、米国のトラスティとも、その機能を異にする以上、これとの混同も避ける方が望ましいと思われる。 ・ 業務内容を名称とすること自体には反対ではないが、そもそも実務者検討会での議論でもあったとおり、全社債権者のための業務はあくまでもミニマムスタンダードであって、むしろ、個別社債権者のための業務を充実させて、社債権者の利便性を図ることが、本WG及び実務者検討会が期待することであると考え。従って、<u>業務内容を全社債権者のための業務のみに限定するかのような名称は、本WG及び実務者検討会の意図するところに反するもの</u>と考える。 ・ 本WG及び実務者検討会で何度か指摘があったように、<u>あくまでも発行会社のためではなく、社債権者のために行動する者であることが、明確になることが望ましい</u>と考える。

3. 実務者検討会のご意見を踏まえた名称案の検討について

- ・上記のとおり、種々の観点から名称案を頂戴しており、直ちに一つの案に絞ることは困難な状況である。
- ・名称案について、「社債管理者」、「財務代理人」又は「(米国の) トラスティ」との混同を避けるべきとの意見があり、また、「保全」や「管理」という言葉については、名称に含めるべき、含めるべきではないとの両方の意見がある。
- ・については、これらの状況を総合的に判断して、社債管理人の名称は、次の2つを候補とし、本日の会合後に意見募集のうえ、本WGにおいて最終的に決定することとしたい。

A案	社債権者補佐人
B案	社債事務取扱人

以 上